

仕入控除税額報告に関するQ&A

北海道

	質 問	回 答
1	消費税仕入れ控除とは何のことか。	確定申告で、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除することです。支援金の交付を受けた場合に、さらに消費税の還付も受けている場合、結果として二重に支払っていること（益税）になる場合があるため、道に報告していただく必要があります。
2	いつまでに報告する必要があるか。	令和2年度（2020年度）の支援交付金になりますので、令和4年6月30日になります。
3	返還金がある場合、どのような方法で返還しなければならないか。	報告書を道に提出していただいた後、内容を確認させていただき、返還が必要な場合は納入通知書を送付しますので、お近くの金融機関でお支払いいただくことになります。
4	当法人が消費税を申告すべき事業者かどうかどうしたら分かるのか。	税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
5	当法人は、消費税を申告する課税事業者であるが、計算方法が「簡易課税方式」か「個別対応方式」か「一括比例配分方式」か分からぬ。	税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
6	特定収入割合が5%を超える場合でも、「報告書」の提出は必要か。	仕入控除税額の返還は不要となりますが、報告書は提出していただくことになります。
7	特定収入とはどういうものか。	(1)租税、(2)補助金、(3)交付金、(4)寄附金、(5)出資に対する配当金、(6)保険金、(7)損害賠償金、(8)資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨（きしゃ）金（お布施、戒名料、玉串料など）のことです。詳しくは、税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。
8	補助金返還額の計算方法や報告書様式への記載方法について教えてほしい。	道HPに掲載しているエクセル「【様式】仕入税額控除」の入力、提出方法のシートをご覧ください。

	質問	回答
9	法人(事業者)として運営している10事業所分の報告書をそれぞれ作成した。 なお、添付資料の「消費税等の確定申告書」は、10事業所とも同じものになるがそれぞれ添付が必要か。	同じものであれば、添付は、1部だけで構いません。
10	交付決定書が見当たらず、交付決定日が記入できない。	見当たらない場合は、交付決定日は記入不要ですが、その旨(交付決定書が見当たらない)を余白に手書きで書いてください。
11	交付決定書が見当たらない。(通帳等で)支援金の合計額はわかるが、交付決定ごとにわからないので、合計額で報告書を作成して提出してよいか。	原則として交付決定ごとになりますが、今回は、合計額で報告書を作成して提出されても構いません。
12	入力用シートの基本情報の補助事業者名と事業所名は、同じでよいか。	同じで構いません。 法人組織の場合は、異なることが多いです。
13	報告書をメールで提出したいが、よいか。	郵送または持参でお願いします。
14	提出の際、押印は必要か。	必要ありません。